

議第124号

京都市梅小路公園条例の一部を改正する条例の制定について

京都市梅小路公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成23年11月25日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市梅小路公園条例の一部を改正する条例

京都市梅小路公園条例の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第6条関係）

区 分	単 位	使 用 料
遊 戯 用 電 車	1人につ き1回	300円
駐 車 場	1 回	700円。ただし、使用時間が2時間を 超えるときは、超える時間1時間まで ごとに200円を700円に加算した額

附 則

この条例は、平成24年3月1日から施行する。

提案理由

大型自動車の駐車のために供する駐車場の廃止に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。